ワンルームマンションを建築する際は遵守すべき基準・必要な手続きがあります

紛争の防止および良好な居住環境の確保を図るため、「さいたま市ワンルーム形式集合住宅の建築に関する指導基準」により、ワンルームマンションの建築計画、管理について必要な事項を定めています

対象

・床面積の合計が２５㎡以下の住戸等が１５戸以上の共同住宅

かつ

・階数が２以上のもの

基準

＜建築計画に関する基準＞

・建築物の外壁等から隣地境界線までの距離を５０ｃｍ以上

・住戸等の床面積は１６㎡以上

・３０戸以上の建築物には管理人室を設置

・ゴミ置場は原則として敷地内に設置

・駐輪場（バイク用を含む）は、住戸あたり１台を敷地内に確保

＜管理に関する基準＞

・住戸等の数が３０戸以上の場合は管理人を設置

・住戸等の数が３０戸未満の場合は管理委託等適切な対応を図る

・玄関・ホール等に管理人等の氏名・連絡先を表示

・以下の事項を盛り込んだ管理規約を作成し、入居者へ指導

１住戸等の部分は建築確認申請書および契約内容に沿った利用とすること
２自動車・オートバイ等を路上駐車させないこと
３電気・ガス・水道等の取扱について事故が発生しないよう努めること
４ゴミ置場は常に清潔に保ちゴミは定められた収集日に指定の場所に出すこと
５共有部分は常に清潔にすること
６騒音や悪臭を発生させないこと
７その他近隣に迷惑を及ぼさないこと

手続き

１<u>標識の設置</u>

建築確認申請の２週間前から工事完了まで(紛争防止条例の定めにより標識を設置した場合を除く)設置

２<u>以下の２点を建築確認申請時までに提出</u>

①ワンルーム形式集合住宅建築計画(様式２号)

[添付書類]付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、標識設置写真　等

②管理規約および管理人等の住所氏名（建築確認申請時に未定の場合は工事完了までに報告）

＜提出先＞さいたま市役所建設局建築部建築総務課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所10階
TEL:048-829-1538　FAX:048-829-1982

オンラインでも
提出いただけます

さいたま市　ワンルーム指導基準